

広島県収受	
第	号
- 3.12.- 9	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生薬審発 1209 第 4 号
令和 3 年 12 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

先駆的医薬品の指定取消しについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 5 の規定に基づき、試験研究等の中止届が提出された医薬品について、同法第 77 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記 1. の先駆的医薬品の指定を取り消したので、通知します。

記

1. 指定の取消し

- (1) 指 定 番 号 : (R3先駆薬) 第 1 号
医 薬 品 の 名 称 : ペボネジスタット塩酸塩
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果 : 骨髄異形成症候群（骨髄芽球比率が 20～30%の
急性骨髄性白血病を含む）
届 け 出 た 者 の 氏 名 又 は 名 称 : 武田薬品工業株式会社

